

平成21年度山口県中小企業制度融資一覧表

※1 融資利率の()書きは、責任共有制度対象外となるものについて適用されます。(責任共有制度については裏面を参照してください。)
 ※2 保証料率について、責任共有制度の対象となるものは、0.34%~1.45%、対象外となるものは、0.40%~1.76%が適用されます。(起業化支援資金(再チャレンジ枠)や、経営安定関連保証等に該当する場合は0.65%となります。)

(平成21年7月1日現在)

資金名		融資の対象	融資限度額 (千円)	融資利率 ※1 (年%)	保証料率 ※2 (年%)	融資期間(年以内) ()内は据置期間	保証人	担保	備考	
産業集積活性化資金		・産業構造の転換・高度化、人口定住促進等に資する大規模で先進的な工場の整備等 ・地域の中核となるような商業・サービス業等の大規模施設の整備等 ・環境産業マルチパーク構想に基づき、環境・エネルギー・IT産業の集積に資する先進的な工場等の整備等	500,000 (運転 50,000限度)	5年以内 2.2(2.0) 5年超10年以内 2.3(2.1) 10年超 2.5(2.3) ※保証無は()の利率に0.3%加算	必要に応じて保証付き 0.34~1.76	運転 5(1年) 設備 20(2年)	保証付きの場合は、原則として法人の代表者以外は不要。保証無の場合は、取扱金融機関の定めるところによる。		融資対象要件について事前に県の認定が必要	
雇用創出支援資金		・雇用の増加を伴う事業計画を有し、今後6ヵ月以内に1人以上の常用雇用の増加が確実に見込まれるもの ・全体の雇用の減少を伴わずに、定年退職等の補充として、平成21年4月以降に1人以上の県内高等学校等新規卒業未就職者又は若者就職支援センター登録者を常用雇員として雇用し、又は今後6ヵ月以内に雇用することが確実に見込まれるもの ・県内の事業所の雇用の減少を伴わずに、管理部門や生産設備を集約するために、今後6ヵ月以内に県外の事業所の常用雇員を県内へ配置転換し、1年以上継続して雇用することが確実に見込まれるもの ・障害者、中高年齢者、子育て等で退職した女性、母子家庭の母等を申込日前1年以内に常用労働者として雇用し、1年以上継続して雇用することが確実に見込まれるもの	280,000 (運転 50,000限度)	5年以内 1.9(1.7) 5年超10年以内 2.0(1.8) 10年超 2.2(2.0)			運転 5(1年) 設備 15(2年)			
離職者緊急雇用対策資金		・全体の雇用の減少を伴わずに、※離職者を2人以上雇用(3月以上)する中小企業が必要とする資金 ※離職者とは、労働者の個人的な事情以外の理由により離職を余儀なくされた方をいいます。	30,000	5年以内 1.2(1.0) 5年超 1.3(1.1)		10(2年)				
子育て支援等環境整備資金		・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し届け出た中小企業が、働きやすい雇用環境の整備を図るために必要な資金	50,000 (運転 20,000限度)	5年以内 1.6(1.4) 5年超 1.7(1.5)	すべて保証付き 0.34~1.76	運転 5(1年) 設備 10(2年)	原則として法人の代表者以外は不要	必要に応じて徴求		
地域産業活性化資金		・ショーウィンドーの統一化や特色化など、商店街振興組合等のまちづくり計画に合わせた店舗の改装等 ・商店街の空き店舗を利用した事業 ・テナントミックス実現のための業種の転換等 ・観光事業を営む中小企業者等が行う観光施設の整備拡充 ・事業継続が困難となっている事業者からの事業承継	100,000 (運転 50,000限度)	5年以内 2.2(2.0) 5年超10年以内 2.3(2.1) 10年超 2.5(2.3)		運転 5(1年) 設備 15(2年)			市町の推薦が必要(事業承継に係るものを除く)	
設備投資拡大支援資金		・設備投資により生産量、受注量又は販売量等の増大を図るために必要な資金	280,000 (運転 50,000限度)	5年以内 2.2(2.0) 5年超10年以内 2.3(2.1) 10年超 2.5(2.3)		運転 5(1年) 設備 15(2年)				
事業円滑化資金		・経営円滑化のために必要とする長期運転資金 ・工場・店舗・社屋・機械等の設備全般の新設、増設、移転等に必要とする資金	200,000 (運転 50,000限度)	5年以内 2.4(2.2) 5年超10年以内 2.6(2.4) 10年超 2.7(2.5)		運転 5(1年) 設備 15(2年)				
組合事業資金		・事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会又は企業組合等が必要とする資金	250,000 (運転 50,000限度)	5年以内 2.2(2.0) 5年超 2.3(2.1) ※保証無は()の利率に0.3%加算	必要に応じて保証付き 0.34~1.76	運転 5(6月) 設備 10(1年)	必 要		事前に中央会の推薦が必要(チケット組合以外は精工中金、山口銀行、西京銀行のみ取扱い)	
起業化支援資金	新規創業枠	・起業化支援アドバイザー又は地域中小企業支援センター等からビジネスプランについての推薦を受けて新たに事業を開始(開業して6ヵ月以内のものを含む)するものが必要とする資金	20,000 (所要額の80%以内が限度)	5年以内 1.9(1.7) 5年超 2.0(1.8)	すべて保証付き 0.34~1.76		原則として法人の代表者以外は不要	必要に応じて徴求		
	再チャレンジ枠 【責任共有制度対象外資金】	・再起業を行おうとするもの又は既に再起業しているもの(いずれも申込時点で過去の廃業等の日から5年を経過していないものに限る)であって、早期転換・再挑戦支援窓口を設置する商工会議所等の推薦を受けたものが必要とする資金	10,000	5年以内 1.7 5年超 1.8	すべて保証付き 0.65	10(2年) (運転のみの場合は5(1年))		不 要	再挑戦支援保証の対象要件を満たしていることが必要	
ベンチャー企業成長支援資金		・大学発ベンチャー企業、産業技術センター等との連携の下に新製品・技術開発を行うもの(会社) ・産学官連携の共同研究による成果を実用化するもの(会社) ・高度な技術と専門的な知識を生かして、新事業を行うもの(会社)	50,000 (運転 20,000限度)	5年以内 1.9(1.7) 5年超 2.0(1.8)		運転 5(1年) 設備 10(2年)	不 要 (代表者を除く)	不 要	事前に事業可能性評価委員会においてA評価又はB評価を受けることが必要	
新事業展開等支援資金		・県中小企業支援センター又は地域中小企業支援センター等からビジネスプランについての推薦を受けて新たな取組を行うもの ・中小企業新事業活動促進法の承認計画に基づき経営革新のための事業を行うもの	100,000 (運転 50,000限度)	5年以内 1.9(1.7) 5年超 2.0(1.8)	すべて保証付き 0.34~1.76	運転 5(1年) 設備 10(2年)	原則として法人の代表者以外は不要	必要に応じて徴求		
地域資源活用支援資金		・農工商等連携促進法又は中小企業地域資源活用促進法の認定計画に基づき事業を行うもの ・県中小企業支援センター又は地域中小企業支援センター等からビジネスプランについての推薦を受けて、農工商連携や県の指定する地域資源の活用による事業展開を行うもの ・県産品の消費や利用を促進する事業を行うものであって、一定の要件を満たすもの	100,000 (運転 50,000限度)	5年以内 1.9(1.7) 5年超 2.0(1.8)		運転 5(1年) 設備 10(2年)				
小規模企業支援資金		・小規模企業(常用雇用者数が20人(商業・サービス業の場合は5人)以下)が必要とする資金 ただし、無担保、無保証人制度については次のいずれかに該当するもの ①保証協会の保証を付した融資を利用していないもの ②無担保、無保証人制度のみを利用しているもの	25,000 無担保無保証人制度は12,500限度	5年以内 1.9(1.7) 5年超 2.0(1.8)	すべて保証付き 0.34~1.76	運転 5(6月) 設備 7(6月)	原則として法人の代表者以外は不要	必要に応じて徴求		
小規模企業支援小口資金 【責任共有制度対象外資金】		・小規模企業(常用雇用者数が20人(商業・サービス業の場合は5人)以下)が必要とする資金で、既存の保証協会の保証付融資の残高(根保証においては融資極度額)との合計で1,250万円以下となるもの	12,500	5年以内 1.7 5年超 1.8	すべて保証付き 0.40~1.76	運転 5(6月) 設備 7(6月)	原則として法人の代表者以外は不要	原 則 不 要	小口零細企業保証制度対象資金	
季節資金		・夏季・年末のボーナス支給、その他諸決済に必要な資金			別 に 定 め る。		保証付きの場合は、原則として法人の代表者以外は不要。保証無の場合は、取扱金融機関の定めるところによる。	信用保証協会及び取扱金融機関の定める方法による。	取扱期間(予定)夏季資金(5~8月)年末資金(11~12月)	
経営安定資金		・中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第8号の規定に基づき市町長の認定を受けたもの ・災害等突発的な事態の生起又は社会的、経済的環境の急激な変化により経営の安定に支障を生じているもの ・取引先の再生手続開始申立等により債権の回収が困難となっているもの ・経営の安定に著しい支障が生じている企業で商工会議所等の推薦を受けたもの	80,000	5年以内 1.9(1.7) 5年超 2.0(1.8)	すべて保証付き 0.34~1.76	10(2年)	原則として法人の代表者以外は不要	必要に応じて徴求 (連鎖倒産防止分及び商工会議所推薦分は原則不要)	連鎖倒産防止分は取引先が指定再生手続開始申立等事業者に指定されていることが必要	
経営支援特別資金		・売上げの減少等により経営の安定に支障を生じている中小企業が、経営の合理化等により業況回復を図るために必要な資金	80,000	5年以内 1.9(1.7) 5年超 2.0(1.8)		運転 10(2年) 設備 10(3年)		必要に応じて徴求		

その他の中小企業向け融資制度等(お問い合わせ先:(財)やまぐち産業振興財団 TEL 083-922-3700)

●融資期間が10年を超える資金について、中小企業者は借入時に10年を超える時点での金利見直しを選択できます。

設備資金貸付制度	・経営基盤の強化を図る小規模企業者や創業者が必要とする設備資金	設備	40,000	無 利 子	-				
設備貸与制度	・経営基盤の強化を図る小規模企業者や創業者等が必要とする設備の貸与(割賦又はリース)	設備	60,000	別 に 定 め る 割 賦 損 料、 リ ー ス 料		原則として7(6月)	必 要	必要に応じて徴求	